

静教組教育政策提言  
(2012~2013年度)

# みんなで 学校改革を



静岡県教職員組合 2012年5月

# I ゆたかな学びを支える学校づくり

- 1 自ら課題を見出し、主体的に解決していく「生きてはたらく力」を育む学びを創造する。
- 2 子どもの学びを中心に学校・家庭・地域が一体となって学校運営をすすめる。

## =生きてはたらく力を育む学びの充実を=

現在学校では、子どもたちの学ぶ意欲の個人差が広がっていることや他との関わりが薄くなっていることが課題となっています。また、様々な情報に触れたり、利用したりすることが増える中で、子どもたちに情報を主体的に判断して活用する力を持つことも求められています。

このような状況の中、子どもたちにとって必要な学びは、様々な価値観をもつ他者とのコミュニケーションを図りながら協力し、行動することを通して、社会の中で自ら課題を見出し、主体的に解決していく「生きてはたらく力」を身につけることです。具体的には、基礎的な知識・技能を活用する力やコミュニケーションの力、情報リテラシーの向上が重要です。

新学習指導要領が完全実施され、生きる力を育むという理念は変わらないとしながらも、様々な課題が見られることから、次のような対応が求められます。教科指導では、授業時数や学習内容の増加により子どもたちの過度な負担増や学びの希薄化が懸念されていることから、複数年単位のスパイラルによる基礎・基本の定着や、子ども同士の学び合いや認め合いを大切にした学習の充実等を図っていく必要があります。総合学習については、総合的な学習の時間が少なくなったため、各教科での学習の中で、生活に結びつけながら体験的、主体的な活動をすすめることが大切となります。小学校の外国語活動では、スキル学習に終始することなく、様々な文化への興味・関心を引き出し、異文化理解を深めたり、コミュニケーション能力の素地を養ったりしていく必要があります。また、生涯にわたって生活を豊かにする感性を身に付けるためには、音楽や図工・美術、技術・家庭等を大切にする必要があります。



## =学校運営に子ども・保護者・地域の考えを=

子どもたちに「生きてはたらく力」を育てるには、保護者と学校の連携を基本に、多くの人々が学校に関わり、協力して学校運営をすすめていく必要があります。現在、総合学習等を通して学校と地域との連携がすすんでいます。学校は地域コミュニティの拠点としての役割も期待されていることから、地域住民の学校参画も求められます。具体的には、保護者・地域・学校の代表者を交えた協議会を設置し、社会的

対話に基づく学校運営をすすめていく必要があります。そのとき教育行政には、学校を核としたコミュニティづくりを支える役割を担うことが求められます。



学びの主役である子どもたちには、正しい権利意識に基づく学校参画を促すために、自分たちが主体となってすすめる自治的活動の時間を保障する必要があります。学校・保護者・地域は、その活動をサポートしていきながら、子どもの参画意識を高め、自己肯定感を育むことを意図して教育活動に携わることが大切です。そうすることで子どもたちは、自他を大切にする心をのばしていきます。

## II 子どものゆたかな学びを保障する教育条件整備

- 一人一人の学びの充実のために、30人以下学級を早期実現するとともに少人数学級のよさを生かす学校裁量権の拡大を図る。
- 学校内外の教育環境を整備し、学びの支援体制づくりをすすめる。
- 義務教育費国庫負担制度の堅持と家庭の教育費負担の軽減により、教育の機会均等を確保する。

### =30人以下学級の実現と学校裁量権の拡大を=

個性や発達段階等に柔軟に対応できる教育環境の実現は喫緊の課題です。国や県による少人数学級が推進されていますが、依然としてすべての子どもたちにゆたかな学びを保障するための教育環境が十分に整備されているとは言えません。特に近年は、特別な配慮を必要とする児童生徒への適切な指導・対応が求められています。一人一人の子どもの学びを充実したものにするためには、よりきめ細やかな支援が必要です。そのため県民の合意形成を図りつつ「30人以下学級の早期実現」を教育行政に対して求めています。

少人数学級が拡大することで、これまで以上に子どもの実態、学校の教育方針、地域の実情等に応じた教育活動をすすめることができます。さらに一歩すすめるためには、学校の裁量権を拡大し、より柔軟かつ機敏な対応ができるようにしなければなりません。具体的には、学級編制や教職員の配置・活用等を、子どもたちの実態に応じて、各学校の判断で行えることが必要です。また、学校裁量で運用できる予算を拡充していくことも大切です。それぞれの学校が真に自主的・自律的な運営が可能となるよう法改正や制度の改善を求めます。

### =ゆたかな学びを支える学習環境整備を=

子どもたちのゆたかな学びを支えるためには、学校内外の学習環境を整えていくことが不可欠です。学校内においては、学習指導要領改訂の趣旨に沿った教材教具の整備、学校図書館の整備拡充、コンピュータ関係設備の充実等が求められます。学校外では、公共図書館や公民館を充実させて学校とのネットワークを構築する等、地域の学習情報センターとしての役割を担う施設を整備し、学びを支援する体制づくりが重要です。また、部活動については総合型地域クラブのように、社会教育の一環としてそのあり方を見直していく必要があります。このように学校と地域が一体となって学習環境整備をすすめていくことが重要です。さらに、学校は災害時に子どもの命を守らなければならないことから、学校施設の耐震化を含め、子どもたちが安心して学ぶことのできる施設設備の整備や防災教育の充実も必要です。

### =すべての子どもたちにひとしく教育を受ける権利を=

「ひとしく教育を受ける権利」は憲法26条に定められており、誰に対しても保障されています。しかし、日本でも、経済的格差からくる教育格差が危惧されています。教育の機会均等を保障するためには、教材費や給食費等の家庭の教育費負担軽減のための支援が必要です。

現在、地域による教育環境の格差も課題となっています。教育の機会均等と全国的な教育水準の確保を図る手段の一つとして義務教育費国庫負担制度があります。義務教育の根幹を支えるものとして、この制度の堅持とともに、国の負担率を現行の3分の1から2分の1への復元を強く求めます。



### III 学ぶ意欲と将来の夢につながる教育の推進

- 1 労働教育の視点を日常の教育実践の中に取り入れ、総合的な労働観の育成を図る。
- 2 義務教育からのスムーズな接続が可能となるよう選抜制度を見直す。
- 3 子どもの多様な学びや幅広い進路選択を可能とする魅力ある高等学校づくりをすすめる。

#### =日常の教育実践に労働教育の視点を=

労働教育は、働くことの意義や働く者の権利に関する知識とその活用について学び、協働して職場・社会をよりよくしていく力を持つことを目的としています。現在、中学・高校を中心に行われている「キャリア教育」では、企業の側から求められる能力を身に付けることが重点が置かれていることや個人の職業選択という自己完結型の学習になりがちといった課題があります。

望ましい職業観・労働観は、人との関わりの中で体験的な学びを通して育っていくものであり、労働者としての権利やジェンダーの視点等を含む総合的な労働観を育成していくことが大切です。学校においては、総合学習や特別活動等、日常の教育実践の中に労働教育の視点を盛り込んでいく必要があります。また、いろいろな働き方があることや労働におけるセーフティネットに関する知識等は義務教育段階においても学ぶ機会が必要であり、行政のコーディネートによる企業・学校間の連携を図っていくことも不可欠です。

#### =義務教育からのスムーズな接続を=

義務教育段階では、基礎・基本の定着とともに、じっくりと考えたり納得がいくまで試行錯誤をしたりすることを通して、子どもたちが学ぶ楽しさや奥深さを実感できるよう努めています。高校入学者選抜制度については、新学習指導要領が完全実施となり、義務教育での学習が確実に反映される選抜制度となっているかの検証が必要です。また、「学校裁量枠」の透明性に関する課題等があることから、義務教育からのスムーズな接続を可能とする制度になるよう今後も引き続き検討していく必要があります。

#### =多様な学びのニーズに対応できる高等学校づくりを=

子どもたちにゆたかな学びを保障し、将来を見据えた進路選択ができるような魅力ある高等学校づくりが大切です。そのためには、学校間格差を解消するとともに、子どもたちの多様な学びが保障される必要があります。従来からある普通科・専門学科に加え、幅広い教科・科目の選択が可能な総合学科をもつ高等学校、単位制高校等多様な高等学校が創設され、拡大しつつあります。今後も、子どもの多様な学びや幅広い進路選択を保障する高等学校をさらに拡大し、各校のもつ特徴を生かし学校独自の特色を打ち出す等、カリキュラムやシステムの充実を図る施策が重要です。



## IV 協力協働を基盤とし、同僚性が発揮される 職場としての学校づくり

- 1 相互理解と信頼関係に基づく一体感のある職場づくりをすすめる。
- 2 協力協働の関係を保障する学校運営組織を築く。
- 3 教職員の力量向上と学校活性化のため、自主的・自律的な研修を確立する。

### =相互理解と信頼関係に基づく職場づくりを=

子どもの笑顔があふれる学校づくりには、教職員が経験年数に応じた役割や男女共同参画の考えに基づく働き方について、互いに認め合い支え合うことのできる人間関係で結ばれていることが大切です。しかし、現在の学校現場は社会からの要請内容が増え、教職員の職務が複雑化し、多忙な勤務状況が続いている。そのため、時間的にも精神的にもゆとりがなく、相互のコミュニケーションがとりにくくなっています。

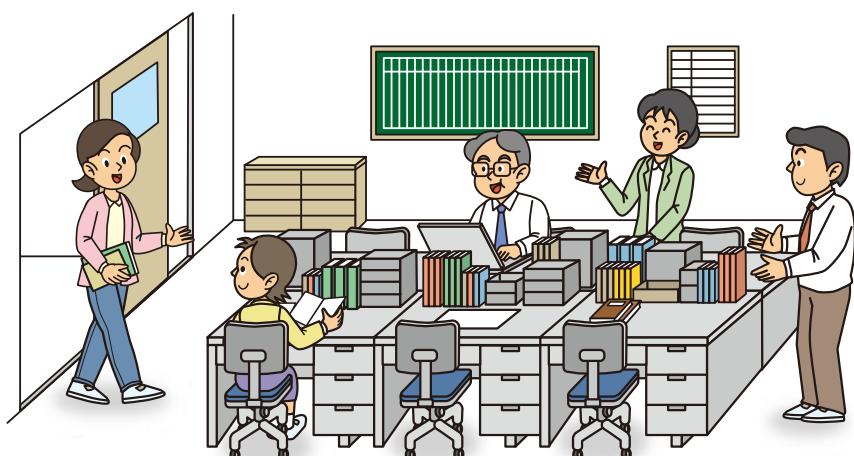
教職員がゆとりをもって子どもたちに接するためにも、学校運営の見直し・改善に努めるとともに、対話や声かけを意図的に増やすことによって、より一体感のある職場づくりをすすめることが必要です。

### =協力協働の関係を保障する学校運営組織を=

学校教育は、教員・養護教諭・事務職員・栄養教職員等がそれぞれの専門分野において主体的に力を発揮しながら、学年・分掌等のチームの力によって子どもの成長を支えています。学校の活性化と若手教職員の育成をすすめる上で、ベテラン層のもつ経験や技能を生かした学校運営も大切になります。教育の様々な場面において、個々の教職員のもつ専門性が有機的に機能することが重要であり、そのためには、同僚性が確保され協力協働の関係が生かされる学校運営組織が不可欠です。

### =日常の教育実践をベースにした研修を=

授業をはじめとした教育活動は、教職員が自らの実践や子どもの表れについて互いに語り合うことによって成り立つものであり、それが、研修の原点といえます。教科や担当学年等の枠を超え、子どもの学びに視点をあて、個別課題を共有化することで教職員の同僚性も深まります。日常の教育活動を基盤とした教職員自身が力量向上に努めることができる研修をめざします。



## 静教組のめざす学びと学校のあり方

# 人の関わりを通したゆたかな学びの創造 学校・家庭・地域の協働による学校づくり

私たちがめざす「ゆたかな学び」とは…

- (1) 互いを尊重し、平和な社会を形成するために必要な感性、判断力を身に付けること
- (2) 互いの思いや考えを伝え合うために必要な言語や表現方法等の知識・技能を体験的な活動を通して身に付けること
- (3) 将来に対する夢や希望、自己肯定感、思いやりをもち、自分の生き方を問い合わせ続けること



## I ゆたかな学びを支える学校づくり

- 1 自ら課題を見出し、主体的に解決していく「生きてはたらく力」を育む学びを創造する。
- 2 子どもの学びを中心に学校・家庭・地域が一体となって学校運営をすすめる。

## II 子どものゆたかな学びを保障する教育条件整備

- 1 一人一人の学びの充実のために、30人以下学級を早期実現するとともに少人数学級のよさを生かす学校裁量権の拡大を図る。
- 2 学校内外の教育環境を整備し、学びの支援体制づくりをすすめる。
- 3 義務教育費国庫負担制度の堅持と家庭の教育費負担の軽減により、教育の機会均等を確保する。

## III 学ぶ意欲と将来の夢につながる教育の推進

- 1 労働教育の視点を日常の教育実践の中に取り入れ、総合的な労働観の育成を図る。
- 2 義務教育からのスムーズな接続が可能となるよう選抜制度を見直す。
- 3 子どもの多様な学びや幅広い進路選択を可能とする魅力ある高等学校づくりをすすめる。

## IV 協力協働を基盤とし、同僚性が発揮される職場としての学校づくり

- 1 相互理解と信頼関係に基づく一体感のある職場づくりをすすめる。
- 2 協力協働の関係を保障する学校運営組織を築く。
- 3 教職員の力量向上と学校活性化のため、自主的・自律的な研修を確立する。



静岡県教職員組合

Tel: 052-0856

静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館内

TEL: 054-255-0156 FAX: 054-255-3910

E-mail: create@stu.or.jp

HP: http://www.stu.or.jp/